

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

茨城県 北茨城市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.50 %
任期の定めのない常勤職員以外	83.29 %
全ての職員	79.45 %

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の 条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっております。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	91.23 %
本庁課長相当職	96.79 %
本庁課長補佐相当職	94.08 %
本庁係長相当職	94.91 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.15 %
31～35年	93.66 %
26～30年	96.88 %
21～25年	83.08 %
16～20年	101.14 %
11～15年	97.73 %
6～10年	101.93 %
1～5年	94.26 %

【説明欄】

・扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の総額に占める男性の割合は82.6%、住居手当の総額に占める男性の割合は61.5%となっている。
・各性別ごとのすべての職員に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は78.0%、女性は53.9%である。「任期の定めのない常勤職員以外」の職員である会計年度任用職員について、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。